

砂川市訓令第11号

令和5年3月30日

砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子補給要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、取引企業の倒産により経営に多大な支障を生じている中小企業者に対し、北海道中小企業総合振興資金のうち経済環境変化対応資金を利用する際の信用保証料及び利子（以下「保証料等」という。）の補給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合若しくは協業組合又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者、中小企業団体及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第5号に規定する者をいう。

(補給の対象)

第3条 保証料等の補給の対象となる者は、市内の中小企業者等のうち、砂川市中小企業等振興条例施行規則（平成7年規則第20号）第18条第1項に規定する者であって、北海道中小企業総合振興資金融資要領（以下「北海道融資要領」という。）総則第3項の規定に基づく経済環境変化対応資金のうち取引先企業の倒産を理由に経営環境変化対応貸付（認定企業）で融資を受けているものとする。

(補給の額)

第4条 保証料等の補給の額は、次のとおりとする。

- (1) 北海道信用保証協会の定める率により計算された信用保証料全額
- (2) 支払った利子のうち年利1.0%に相当する額（融資利率が年利1.0%未満の場合は、利子相当額）

(補給の対象期間)

第5条 補給の対象期間は、北海道融資要領に定められた融資期間とする。

(補給の申請)

第6条 保証料等の補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、次に掲げる期間ごとに、砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子補給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」

という。)を当該期間の末日の属する月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第1期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2期 8月1日から11月30日まで
- (3) 第3期 12月1日から3月31日まで

(補給の決定)

第7条 市長は、申請書を審査のうえ補給を行うことを決定したときは、砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子補給決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(補給の時期)

第8条 市長は、前条の規定により補給を行うことを決定したときは、申請書を受理した日の属する月の末日までに保証料等を補給するものとする。

(信用保証料の返還)

第9条 信用保証料の補給を受けた者が、繰上償還等で信用保証料の返戻を受けたときは、その額を返還しなければならない。

(補給の取消し)

第10条 市長は、補給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補給の決定を取り消し、又は既に補給した保証料等の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 資金の貸付の決定の取消しを受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補給を受けたとき。
- (3) その他補給することが不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

第 年 月 日

砂川市長 様

郵便番号

所在地

屋号又は事業所名

代表者氏名

電話番号

— —

砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子補給申請書

砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子の補給を受けたいので、砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子補給要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1. 取扱金融機関名	
2. 借入金額	円
3. 借入期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (うち据置 年)
4. 借入利率	%
5. 保証料補給	円
6. 利子補給	円
7. 申請金額	円
8. 口座名義人及び口座番号	

第 年 月 日
第 年 月 日

様

砂川市長

砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子補給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子については、砂川市経済環境変化対応資金信用保証料及び利子補給要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 補給金の額 _____ 円

(内訳)

信用保証料補給	利子補給	合計

2 注意事項

- (1) 繰上償還等で保証料の返戻を受けたときは、その額を返還してください。
- (2) 代位弁済が生じた場合、生じた時点から補給をしません。
- (3) 融資内容を変更したときには、補給内容を変更する場合があります。